定年後の再雇用制度に関する労使協定書

株式会社○○と従業員代表○○○○は、高年齢者雇用安定法第９条第２項に基づき、再雇用制度の対象となる定年退職者に係る基準等に関し、次のとおり協定する。

（再雇用契約）

第１条　会社は、第２条に定める基準に該当する者と再雇用契約を結ぶ。再雇用契約期間は１年とし、再度基準を満たした者は原則として70歳までを限度に再雇用契約を更新する。

（再雇用対象者の基準）

第２条　再雇用の対象となる定年退職者は、次の条件のすべてに該当すると認められる者とする。

①　定年退職後も会社で勤務に精勤する意欲がある者

②　定年退職１年前の時点で、本人に再雇用の希望を確認し、気力について適当と認められる者

③　定年日前過去３年間の出勤率が８割以上の者

④　懲戒処分該当者でないこと

⑤　人事考課、昇給査定において、著しく評価が悪くないこと

⑥　無断欠勤がないこと

⑦　直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと

⑧　業務成績、業務効果が普通の水準以上あること。または、企業に設置義務のある資格または営業人脈、製造技術、法知識等の専門知識を有していること

⑨　定年退職後ただちに業務に従事できる者

⑩　自宅もしくは自己の用意する住居より通勤可能な者

（再雇用手続）

第３条　再雇用に関する手続きは次のとおりとする。

①　会社は、定年退職日１年前に再雇用制度に関する説明会を実施し、再雇用希望者を募る。

②　会社は、再雇用希望者と面談の上、選考し、再雇用の有無を定年退職日３か月前までに通知する。

（労働条件）

第４条　再雇用者の労働条件は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 再雇用期間 | １年間。ただし、70歳を限度に更新することがある。 |
| 職務内容 | 原則として、定年退職前の職務に就く。 |
| 労働時間・休憩・休日 | 個別の新たな雇用契約による。 |
| 休暇 | 定年退職前の有給休暇の残余等は繰り越し、継続勤務として付与する。 |
| 賃金 | 本人の職務・経験・能力等を総合的に判断し、個別の契約により定める。支給給与 ： 基本給及び通勤手当昇 給 ： 原則として、なしその他の事項は、一般従業員に準ずる。 |
| 賞与 | 雇用契約による。 |
| 退職に関する事項 | 再雇用期間満了で退職となる。ただし、再雇用契約更新の基準に該当する者とは、再雇用契約を更新する。この場合でも雇用契約期間が原則として70歳を超えることはない。 |
| その他 | 雇用契約で定めるもののほか、嘱託社員就業規則に定める。 |

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成○年○月○日

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○　　印

従業員代表　○○　○○　　印